八郎潟町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（6年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 令和4年度の人件費率
5年度	人	千円	千円	千円	%	%
	5,274	3,628,650	198,705	536,970	14.8	13.3

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費			
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
5年度	人	千円	千円	千円	千円
	54	174,272	24,259	67,123	265,654

一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体一人当たり給与費
千円	千円
4,920	5,613

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。

2　職員数は、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3　給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員（短時間勤務）)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

（3） ラスパイレス指数の状況

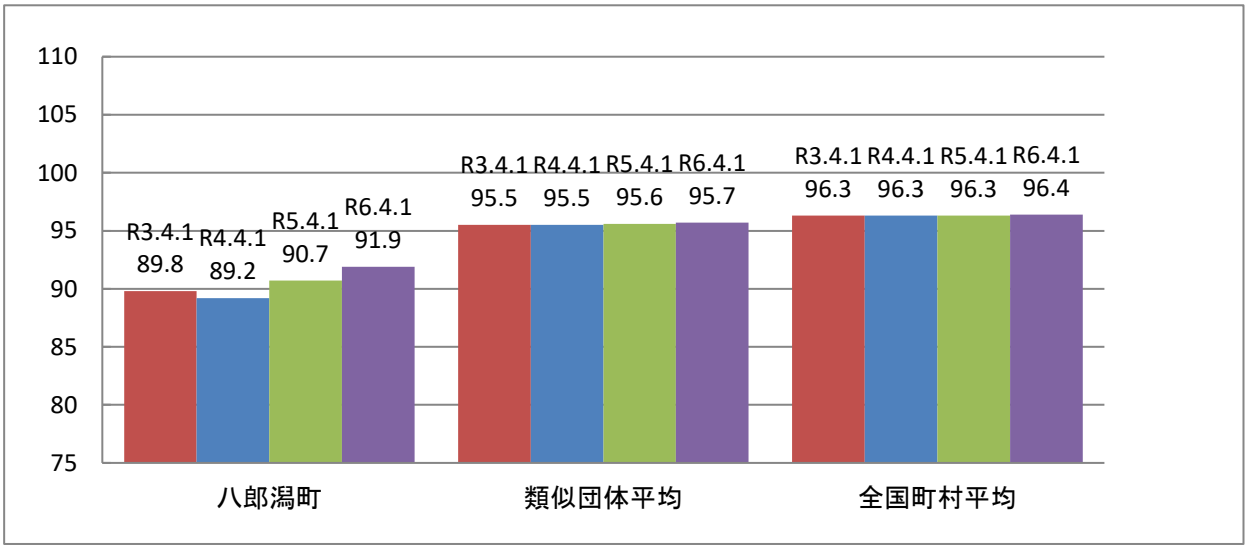

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　令和6年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変化による

（４）給与改定の状況　※当町には人事委員会がありませんので、勧告はありません。

（５）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し　　実施

実施内容（平均引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合はその理由））

（給料表の改定実施時期） 平成28年3月1日
（内容）一般行政職の給料表については、秋田県人事委員会勧告及び他町村との均衡を踏まえて改定を実施。激変緩和のため、3年間（平成31年2月28日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

該当なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（６年４月１日現在）

①一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
八郎潟町	42.4　歳	302,500　円	329,715　円	324,435　円
秋田県	43.0　歳	324,600　円	386,200　円	353,900　円
国	42.1　歳	323,823　円	－　円	405,378　円
類似団体	42.0　歳	304,244　円	352,440　円	330,264　円

②技能労務職　※当町において、令和６年４月１日現在、該当者はなし。

（注）　１　「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で再計算したものである。

（２）職員の初任給の状況（６年４月１日現在）

区　　分		八郎潟町	秋　田　県	国
一般行政職	大　学　卒	197,328　円	203,563　円	196,200　円
	高　校　卒	167,557　円	171,882　円	166,600　円

（３）　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（６年４月１日現在）

区　　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大　学　卒	265,581　円	299,864　円	370,752　円	－　円
	高　校　卒	223,075　円	310,877　円	350,072　円	379,746　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（６年４月１日現在）

区　　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
６　級	課　　長	人 5	% 9.6	円 324,957	円 413,664
５　級	課長・主席課長補佐	人 7	% 13.5	円 297,098	円 396,265
４　級	課　長　補　佐	人 8	% 15.4	円 273,161	円 384,196
３　級	係　　長	人 16	% 30.8	円 242,285	円 353,018
２　級	主　　任	人 6	% 11.5	円 209,196	円 306,954
１　級	主　　事	人 10	% 19.2	円 163,032	円 250,834

（注）１　八郎潟町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

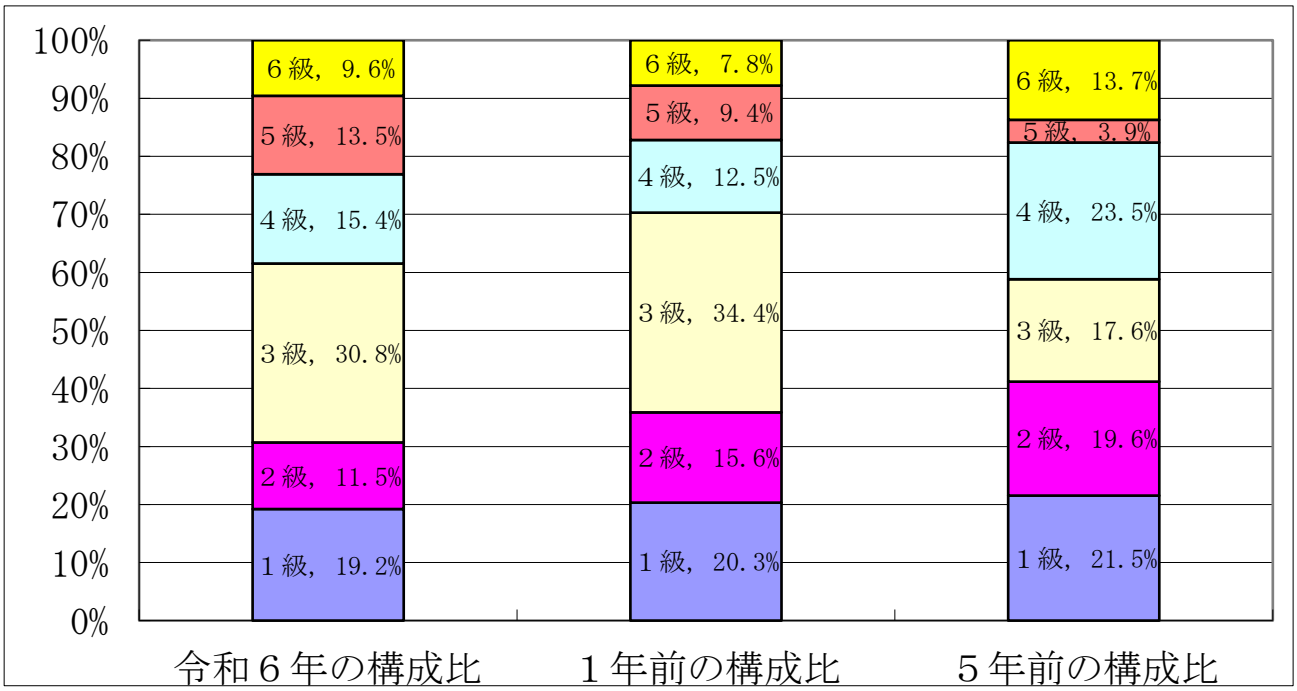

（注）　平成１８年に８級制から６級制に変更している。
　　（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

（２）国との給料表カーブ比較表（６年４月１日現在）

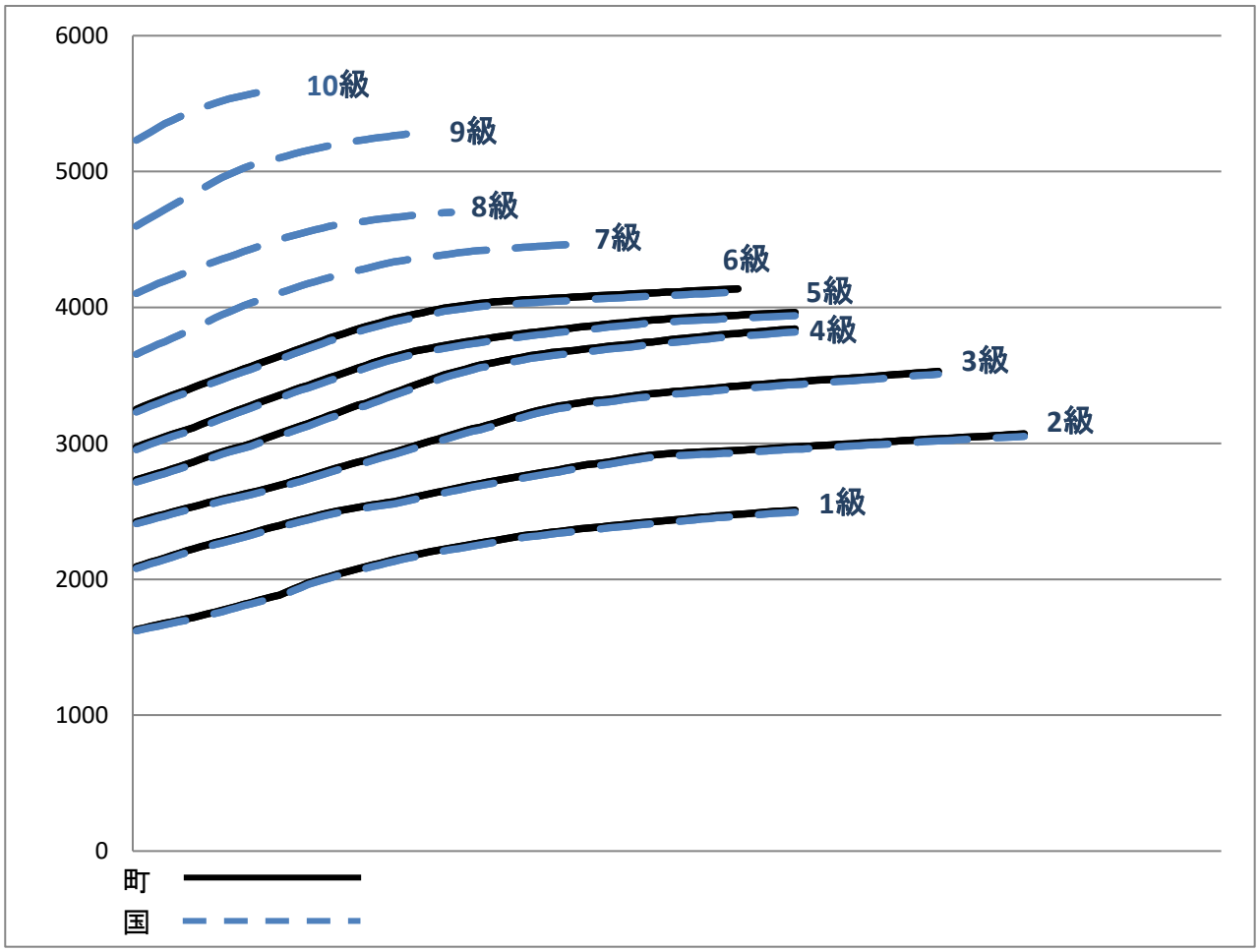

（３）昇給への人事評価の活用状況（八郎潟町）

令和６年４月２日から令和７年４月１日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を実施している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ		○		○

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八郎潟町	秋　田　県	国
１人当たり平均支給額（５年度） 1,348　千円	１人当たり平均支給額（５年度） 1,694　千円	―
（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.00　月分 （ 1.35 ）月分　（ 1.00 ）月分	（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　2.05　月分 （ 1.375 ）月分　（ 0.975 ）月分	（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 （ 1.375 ）月分　（ 0.975 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５％～１５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算　５％～２０％ ・管理職加算　１５％～２５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５％～２０％ ・管理職加算　１０％～２５％

（注）　（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（八郎潟町）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を実施している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ				

(2) 退職手当（６年４月１日現在）

八郎潟町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.7090　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例		その他の加算措置	定年前早期退職特例	
	（　２％～４５％加算　）			（　２％～４５％加算　）	
１人当たり平均支給額	自己都合 2,120　千円				

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（６年４月１日現在）

※当町において、地域手当の支給実績はなし。

(4) 特殊勤務手当（６年４月１日現在）

※当町において、特殊勤務手当はなし。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	8,372 千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	182 千円
支給実績（４年度決算）	7,661 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	142 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他 6,500円 ・配偶者なし 6,500円 ・特定期間加算 5,000円	同	無	4,461 千円	212,429 円
住居手当	・借家、借間 支給限度額 27,000円 ・自宅	異	限度額	2,778 千円	308,667 円
通勤手当	・交通機関等の利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等の使用 支給限度額 24,500円	異	限度額	1,648 千円	82,400 円
管理職手当	・行政職給料表５級以上の職員等に支給 課長職 支給額 30,000円	異	率	2,880 千円	360,000 円
宿日直手当	・宿日直勤務を命ぜられた職員に対し、その勤務の区分により支給 4,400円	同	無	1,065 千円	18,362 円
寒冷地手当	・世帯等の区分により１１月～３月に支給 １）世帯主である職員 扶養親族あり 19,800円 扶養親族なし 11,400円 ２）その他の職員 8,200円	同	無	2,741 千円	55,939 円

５　特別職の報酬等の状況（６年４月１日現在）

区分		給料月額等	
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	町長	630,000 円 （ 円）	850,000 円／ 505,800 円
	副町長	503,000 円 （ 円）	710,000 円／ 490,000 円
報酬	議長	210,000 円 （ 円）	375,000 円／ 205,000 円
	副議長	194,000 円 （ 円）	307,000 円／ 175,000 円
	議員	186,000 円 （ 円）	286,000 円／ 155,000 円
期末手当	町長 副町長	（５年度支給割合） 2.95 月分	
	議長 副議長 議員	（５年度支給割合） 2.95 月分	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額） （支給時期）
	町長	630,000×在職月数×0.47	1,421 万円 任期毎
	副町長	503,000×在職月数×0.28	676 万円 任期毎
	備考		
通勤手当	町長 副町長	（内容及び支給） 一般職の職員の例により支給	
寒冷地手当	町長 副町長	（内容及び支給） 一般職の職員の例により支給	

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 令和５年	職員数 令和６年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務企画	18	18	0	
		税務	3	4	1	事務分掌の見直しによる職員増
		民生	5	5	0	
		衛生	5	5	0	
		農林	6	6	0	
		商工	1	1	0	
		土木	4	4	0	
		計	43	44	1	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　81.85 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　119.21 人）
	教育部門		11	10	△ 1	普通退職による職員減
	消防部門		0	0		
	小計		54	54	0	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　100.45 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　142.44 人）
公営企業等会計部門	水道		2	2	0	
	下水道		1	1	0	
	その他		7	7	0	
	小計		10	10	0	
合計			64 [85]	64 [85]	0 [0]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　119.05 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。

２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（６年４月１日現在）

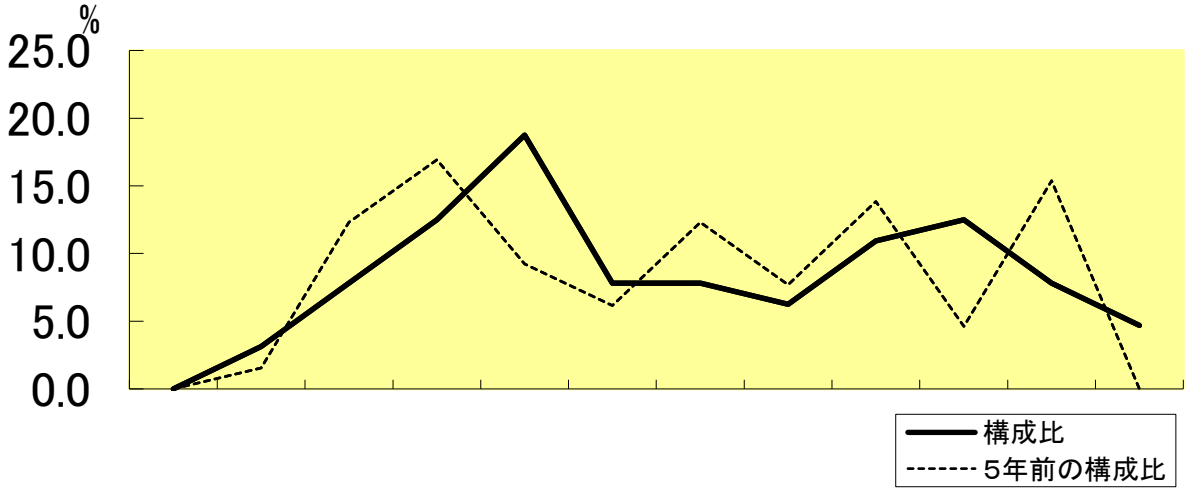

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 2	人 4	人 10	人 11	人 6	人 4	人 8	人 5	人 9	人 2	人 3	人 64

（３）職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	過去５年間の増減数（率）
一般行政	42	42	42	41	43	44	2(4.76%)
教育	14	14	11	10	11	10	-4(-28.57%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	56	56	53	51	54	54	-2 (-3.57%)
公営企業等会計計	10	11	10	11	10	10	0(0%)
計	66	67	63	62	64	64	-2(-3.03%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 130,881	千円 7,605	千円 17,690	% 13.5	% 8.6

(注)　資本勘定支弁職員にかかる職員給与費を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
5年度	人 2	千円 5,295	千円 847	千円 1,663	千円 7,805	千円 3,903

(参考)全国市町村平均 一人当たり給与額
千円 6,118

(注) 1　職員手当には退職給付金を含まない。

2　職員数は、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3　給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員（短時間勤務）)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
八郎潟町	31.4　歳	240,578　円	407,362　円
団体平均	45.8　歳	337,221　円	508,691　円
事　業　者	－　歳		－　円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

八郎潟町	八郎潟町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(5年度) 831　千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,348　千円
(5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(1.35) 月分 勤勉手当　2.00　月分　(1.00) 月分	(5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(1.35) 月分 勤勉手当　2.00　月分　(1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%

(注) (　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）・・・一般職職員に同じ

ウ　地域手当（令和６年４月１日現在）・・・該当なし

エ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）・・・当町において、特殊勤務手当はなし

オ　時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	116 千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	58 千円
支給実績（４年度決算）	122 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	61 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当（令和６年４月１日現在）・・・一般職に同じ